

物件明細書

物件番号	1
------	---

1. 作業内訳

森 林 事務所	作業種	市町村名	国有林名	林小班	散布対 象区域 面 積 (h a)	契約面積 (h a)	調合総量 (%)	散布総量 (%)	警備	作業条件		履行期間	
										通勤 形態	人員 輸送 距離 (km)	開始	期限
高山	指定薬剤購 入、調合、 地上散布、 警備作業	肝属郡 東串良町	洲崎	78ろ	31.73							契約締結日の翌日	H29. 3. 17
		曾於郡 大崎町	毛無原	79い	6.00								
			浜塚	79ほ	10.91								
			蛭子田	79と	0.20								
			松原	79り	12.34								
			高尾	79ぬ	2.80								
			高尾	79る	1.44								
			浜川原	79か	3.79								
			浜川原	79よ	7.70								
		合 計					76.91	30.00	36,000	36,000	散布車 前後		

2. 作業箇所位置図

別添のとおり

物 件 仕 様 書

- | | |
|-------------------|--|
| 1 事業名 | マツカレハ駆除事業請負 |
| 2 事業内容 | 指定薬剤購入、調合、地上散布、警備作業 |
| 3 購入薬剤の
特質、数量等 | <p>①農林水産省農薬登録済であること。</p> <p>②農薬の種類：ネオニコチノイド系</p> <p>③人畜毒性：普通物</p> <p>④適用場所：林地</p> <p>⑤適用木名：松生立木</p> <p>⑥適用害虫名：マツカレハ等</p> <p>⑦使用方法：動力噴霧器で地上散布できるもの。</p> <p>⑧希釈倍数：種類によって希釈倍数が異なることから、当該薬剤の一回散布での定められた範囲で、調達する薬剤希釈倍数は、担当係の指示による。</p> <p>⑨使用液量：1 haあたり1200ℓ</p> <p>⑩薬剤数量：散布面積及び希釈倍数に基づいた数量であること。</p> |
| 4 散布箇所 | 鹿児島県肝属郡東串良町洲崎国有林78ろ外8
(別添、図面参照) |
| 5 散布予定面積 | 76.91HAのうち30.00HA |
| 6 散布期日 | 契約締結日の翌日～平成29年3月17日のうち、大隅森林管理署長が指定する期日（ただし、雨天等の場合は、変更有り） |
| 7 その他 | <p>①「マツカレハ駆除（地上散布）作業仕様書」のとおり</p> <p>②使用薬剤容器は責任を持って収去すること。</p> |

入 札 書

入 札 物 件 第 1 号

役務の提供等の名称 マツカレハ駆除事業（指定薬剤購入、調合、地上散布、警備作業）
 請負

入 札 金 額		億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

上記金額で入札者注意書、契約条項、仕様書、その他関係事項一切を承知の上、入札いたします。

平成 年 月 日

分任支出負担行為担当官

大隅森林管理署長 山口 輝文 殿

住 所

会社名

代表者氏名

印

代理人

印

平成 年 月 日

委 任 状

分任支出負担行為担当官

大隅森林管理署長 山口 輝文 殿

委 任 者

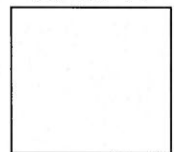
私は、下記の者を代理人と定め次の権限を委任します。

記

1. 代 理 人

所 属
氏 名

代 理 人
使 用 印



2. 委 任 事 項

下記物件の入札に関する一切の件

- (1) 入札年月日 平成28年9月9日
- (2) 入 札 場 所 大隅森林管理署 入札室
- (3) 事 業 名 マツカレハ駆除事業（指定薬剤購入、調合、地上散布、警備作業）
請負 1号物件

別添 (作成例)

(1号物件)

事業費内訳書

区分	作業種	細別	数 量	単 位	金額	備考
直接事業費	散布作業	労務費		ℓ		
		材料費		ℓ		
		機械器具損料				
	小計					
間接事業費	共通仮設費	人員輸送費				
		運搬費				
		薬剤取扱費等				
	現場管理費	法定福利費				
		その他の経費				
	小計					
一般管理費						
	小計					
総額						
単価	総額 ÷ 30.00					入札額

マツカレハ駆除事業単価請負契約書（案）

- 1 事業名 マツカレハ駆除事業単価請負
- 2 事業内容 指定薬剤購入、調合、地上散布、警備作業
- 3 履行場所 鹿児島県肝属郡東串良町洲崎国有林78ろ林小班外8
76.91ha（別冊、図面のとおり）
- 4 事業量及び事業期間
 - (1) 薬剤購入予定総量 散布薬剤の種類 ○○○○○○○○
（農林水産省登録第○○○○○○号）
原液量 ○○○.○○リットル
 - (2) 散布予定面積 30.00ha
 - (3) 調合予定総量 36,000リットル
 - (4) 散布予定総量 36,000リットル
 - (5) 事業期間 自 契約締結日の翌日 から
至 平成29年3月17日 まで
上記期間のうち、大隅森林管理署長が指定する期日
- 5 作業仕様 別冊、作業仕様書のとおり
- 6 請負金単価 金○○○,○○○円（散布面積1ha当たり）
（うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額 ○○,○○○円）
- 7 請負金予定金額 金○○○,○○○円
（うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額 ○○,○○○円）
- 8 契約保証金 納めないこととする。
- 9 支給材料及び貸与物件

品名	品質規格	数量	引渡予定場所	引渡予定月日
なし				

本事業の実施のため、別紙事業実施計画及び作業仕様書、別冊図面に基づき、発注者 分任支出負担行為担当官 大隅森林管理署長 山口 輝文（以下、「発注者」という。）と受注者 ○○○○株式会社 ○○ ○○（以下、「受注者」という。）は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び平成○○年○○月○○日に交付した造林事業請負標準仕様書によって公正な単価請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が共同事業体を結成している場合には、受注者は、別紙、共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書２通を作成し、当事者記名押印の上、各自１通を所有する。

平成○○年○○月○○日

発注者 住 所 鹿児島県鹿屋市下堀町２９２６－３

分任支出負担行為担当官
大隅森林管理署長 山口 輝文 印

受注者 住 所 ○○市○○

○○○○○○○
○○○○○ ○○ ○○ 印

【注】受注者が共同事業体を結成している場合においては、受注者の住所及び氏名の欄には、共同事業体の名称並びに共同事業体の代表者及びその他の構成員の住所及び氏名を記入する。

【例】 受注者 ○○共同事業体
代表者 ○○林業株式会社
住 所 ○○市○○
代表取締役 ○○ ○○ 印
○○林業株式会社
住 所 ○○市○○
代表取締役 ○○ ○○ 印
○○林業株式会社
住 所 ○○市○○
代表取締役 ○○ ○○ 印

契 約 条 項

(総則)

- 第 1 条 受注者は、発注者から提示された事業実施計画並びに作業仕様書及び図面に基づき、第7条に定める監督員（以下「監督員」という）の指示監督により頭書の作業期間内に頭書の作業を完了するものとする。
- 2 この契約に関し、受注者が発注者に提出する書類は、発注者が指示するものを除き監督員を経由するものとする。
- 3 散布に使用する薬剤は、監督員の指示により、受注者の責任において購入し、散布当日まで厳重に保管するものとする。

(駆除実行数量が駆除予定数量と異なる場合)

- 第 2 条 最終的な散布の実行数量が予定数量と異なることがあっても、受注者は異議を申し立てないものとする。

(作業予定表)

- 第 3 条 受注者は、発注者の指定する様式により、作業予定表を作成し、契約締結後10日以内に発注者に提出して承認を受けるものとする。
- 2 前項の書類で内容に不相当と認められるものがあるときは、協議のうえ修正するものとする。

(権利義務の譲渡等)

- 第 4 条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。
- 2 受注者は、事業の目的物及び材料のうち、第12条第2項の規定に基づく検査に合格したもの並びに仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

- 第 5 条 受注者は、この契約の履行について、事業の全部又はその主たる部分を自ら実質的に関与することなく一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 2 受注者は、事業の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ発注者の書面による承諾を得なければならない。
- 3 発注者は、受注者から事業の一部を委任又は下請負により事業を行いたい旨の書面による申請があった場合は、当該下請負者が雇用する労働者に関する資料等を確認した上で、委任又は下請負の可否を判断するものとする。

(委任又は下請負者の通知)

- 第 6 条 発注者は、受注者に対し、受注者が業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の書面による通知を請求することができる。

(監督職員)

- 第 7 条 発注者は、監督職員を定めたときは、その氏名を、受注者に書面により通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。
- 2 監督職員は、この契約条項に定める権限及びこの契約条項に基づく発注者の権限

とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任した権限のほか、次の権限を有する。

- (1) 契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾及び協議
 - (2) 事業進捗状況の管理、立会い、事業の実行状況の検査及び材料の検査（確認を含む。）
 - (3) 関連する2以上の事業の事業進捗状況等の調整
 - (4) 第14条に規定する支給材料及び貸与品の授受
- 3 発注者は、2名以上の監督職員を定め前項の権限を分担させたときにあっては、それぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員にこの規約条項に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、それぞれ受注者に書面により通知しなければならない。

（現場代理人及び技術担当者）

第8条 受注者は、現場代理人及び技術担当者を定め、その氏名その他必要な事項を、作業着手前に、発注者に対し、書面により通知しなければならない。現場代理人及び技術担当者を変更した場合も同様とする。

- 2 受注者は、自ら直接雇用する者（本契約に係る入札公告の前から雇用関係が継続している者に限る。）の中から現場代理人を定めるものとする。
- 3 現場代理人と技術担当者とは、これを兼ねることができる。
- 4 発注者は、現場代理人又は技術担当者を不適当と認めるときは、事由を明示してその交替を求めることができる。
- 5 現場代理人は、この契約の履行に当たり、事業現場に常駐し、その運営及び取締りを行うものとする。また、現場代理人は、請負金額の変更、請負金の請求及び受領、第11条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
- 6 受注者は、第5項の規定にかかわらず、あらかじめ甲に通知することにより、自らの権限を行使することを妨げない。

（受注者の報告義務）

第9条 発注者が作業に関する報告を求めるときは、受注者はただちにこれに応じなければならない。

（受注者の履行報告）

第10条 受注者は、設計図書に定めるところにより、契約の履行については、発注者に完了届報告しなければならない。

（事業関係者に関する請求）

第11条 発注者は、現場代理人がその職務の執行につき著しく不適当と認めるときは、受注者に対し、その理由を記載した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 発注者及び監督職員は、受注者が事業を実行又は管理するために使用している下請負人、労働者等で事業の実行又は管理につき著しく不適当と認める者があるときは、受注者に対し、その理由を記載した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 3 受注者は、前2項の規定に基づく請求があったときは、当該請求に係る具体的対

応を決定し、請求を受けた日から10日以内に、発注者に、書面により通知しなければならない。

- 4 受注者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不適当と認めるときは、発注者に対し、その理由を記載した書面により、必要な措置を請求することができる。
- 5 発注者は、前項の規定に基づく請求があったときは、当該請求に係る具体的対応を決定し、請求を受けた日から10日以内に、受注者に、書面により通知しなければならない。

(材料の品質及び検査、実行記録の整備等)

第12条 事業に使用する材料の品質については、設計図書に定めるところによるものとする。

- 2 受注者は、設計図書において監督職員の検査又は確認を受けて使用するものと指定された材料については、当該検査に合格したもの又は当該確認がされたものを使用しなければならない。この場合において、検査又は確認に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 監督職員は、受注者から前項の検査又は確認を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 4 受注者は、発注者が特に必要があると認めて設計図書において指定した材料の調達をしたときは、当該材料の納入時の記録写真及び受払いの記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 5 受注者は、事業現場内に搬入した材料を、監督職員の承諾を受けずに事業現場外に搬出してはならない。
- 6 受注者は、前項の規定にかかわらず、検査の結果不合格とされた材料又は確認がされなかった材料については、当該決定を受けた日から7日以内に事業現場外に搬出しなければならない。

(監督職員の立会い、実行記録の整備等)

第13条 受注者は、設計図書において監督職員の立会いの上実行するものと指定された事業については、当該立会いのもとで実行しなければならない。

- 2 監督職員は、受注者から前項の立会いを請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 3 前項の場合において、監督職員が正当な理由なく受注者の請求に7日以内に応じないためその後の事業の実行に支障をきたすときは、受注者は、監督職員に通知した上で、当該立会いを受けることなく、事業を実行することができる。この場合において、受注者は、当該事業の実施を適切に行ったことを証する実行写真等の記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 4 受注者は、前項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて実行写真等の記録を整備すべきものと指定した事業を実施するときは、設計図書の定めるところにより、当該記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 5 この場合において、実行写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(支給材料及び貸与品)

第14条 発注者が受注者に支給する材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する機械

器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書の記載に定めるところによる。

- 2 監督職員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いのもとで、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の記載の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めるときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に受領書又は借用書を発注者に提出しなければならない。
- 4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に第2項の検査により発見することができなかった隠れた瑕疵があり、頭書の記載の定めと異なっているとき又は使用に適当でないと認めるときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 5 発注者は、受注者から第2項又は前項の規定に基づく通知を受けた場合において、必要があると認めるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引渡し、又は設計図書の記載の支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、或いは理由を記載した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。
- 6 前項の規定は、発注者が必要があると認めるときに、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することを妨げない。
- 7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認めるときは、事業期間又は請負金額を変更し、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害に係る費用を負担しなければならない。
- 8 受注者は、支給材料又は貸与品を、この契約の履行に直接必要な用途以外に利用又は使用してはならない。
- 9 受注者は、支給材料又は貸与品を、善良な管理者の注意義務をもって管理・保管しなければならない。
- 10 受注者は、設計図書の定めにより、事業の完了、作業期間の変更、契約解除等によって支給材料又は貸与品が不要となったときは、直ちに当該支給材料又は貸与品について監督職員の検査を受け、発注者の指示した時期及び場所において発注者に返還しなければならない。
- 11 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品を滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能になったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて発注者の指定する金額を損害賠償として支払わなければならない。
- 12 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に記載されていないときは、監督職員の指示に従わなければならない。

（用地等の利用）

第15条 受注者は、作業の施行にあたり小屋掛等のため国有林野又は、在来の施設を使用する必要があるときは、発注者に申し出てその承認を受けなければならない。

- 2 使用跡地は発注者の指示に従い原状に復し、受注者が設置した施設は取り除かなければならない。受注者がその施設を取り除かなければならないときは、その施設の所有権は国に帰属し、受注者が義務を怠ったために生じた国の損害については、発注者の定めるところにより賠償の責を負うものとする。
- 3 前項による用地等の使用料は無料とする。
- 4 受注者がその使用によって発注者の用地又は施設に損害を与えたときは発注者の

指示に従い賠償しなければならない。

(条件変更等)

第16条 受注者は、事業の実行に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督職員に通知し、監督職員による確認を請求しなければならない。

- (1) 図面、仕様書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと
- (2) 予期することのできない特別な状態が生じたことにより、実際の事業現場が一致しないこと
- 2 監督職員は、前項の規定に基づく確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いのもと、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合は、この限りでない。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査結果（必要な措置をとるべきことを指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、速やかに受注者に通知しなければならない。
- 4 第2項の調査において第1項各号のいずれかの事実が確認された場合であって、必要があると認めるときは、受注者、発注者で協議し、発注者は、図面、仕様書を訂正し又は変更しなければならない。

(作業の中止、変更等)

第17条 発注者が、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的若しくは人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受注者の責に帰することができないものにより事業現場の状態が変動したため、事業を実施できないと認めるときは、事業の中止内容を直ちに受注者に通知した上で、事業の全部又は一部の実行を一時中止、作業を変更することができる。

- 2 第1項で事業の全部又は一部の実行を一時中止した場合においては、事業が行われた出来高部分について、発注者は請負金額を支払うこととし、受注者は、この事業の全部又は一部の実行を一時中止した場合の賠償金については、求償できないものとする。
- 3 第1項で作業を変更し、請負金単価を変更する必要がある場合は、発注者、受注者協議の上、書面によりこれを定めるものとする。

(作業期間の延長)

第18条 受注者は、その責に帰することができない理由により作業期間までに完了することができないことが明らかになった場合は、発注者に対して遅滞なく書面により作業期間の延長を求めることができる。

- 2 発注者は、前項の場合においてその理由が正当と認められ、事業実行上支障がないと求めるときは、作業期間を延長し、その旨書面をもって、受注者に通知するものとする。

(請負金単価の変更方法等)

第19条 作業の変更による請負金単価の変更については、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に書面により通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負金単価の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(臨機の措置等)

第20条 受注者は、火災等の災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、受注者は、あらかじめ監督職員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 前項の臨機の措置をとった場合において、受注者は、その措置の内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。
- 3 監督職員は、火災等の災害防止その他事業の実行上特に必要があると認めるときは、受注者に対して所要の措置をとることを請求することができる。
- 4 受注者が第1項又は前項の規定に基づく措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負金額の範囲において負担することが適当でないと認める部分については、発注者が負担する。この場合における発注者の負担額は、発注者、受注者で協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に書面により通知する。
- 5 前項の協議開始の日については、第19条第2項の規定を準用する。この場合において、「請負金単価の変更事由」とあるのは「発注者が費用を負担すべき事由」と読み替えるものとする。

(一般的損害)

第21条 事業の履行中に生じた器具機材、人員その他一切の損害は、受注者が、その損害に係る費用を負担する。ただし、発注者の責に帰すべき事由により生じた損害については、この限りでない。

- 2 受注者は、事業の実施について第三者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち発注者の責に帰すべき事由により生じたものに係る費用については、発注者が負担する。
- 3 第三者に損害を及ぼした場合その他事業の実施について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者、受注者が協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第22条 事業の完了前に、天災等であって発注者、受注者双方の責に帰することができない事由(以下「不可抗力」という。)により、作業区域、事業目的物、仮設物、貸与品又は事業現場に搬入済みの材料(支給材料を含む。)若しくは林業機械器具等に損害が生じたときは、受注者は、損害発生後直ちに、その状況を発注者に書面により通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定に基づく通知を受けたときは、直ちに調査を行い、前項の損害の状況を確認し、その結果を受注者に書面により通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定に基づき損害の状況が確認されたときは、損害(受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの)に係る費用の負担を、発注者に書面により請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定に基づき乙から損害に係る費用の負担の請求があったときは、当該損害の額(作業区域、事業目的物、仮設物又は事業現場に搬入済みの材料若しくは林業機械器具等の損害に係る額であって、第12条第2項の検査、第13条第1項の立会い又は第24条第2項の検査その他受注者の事業実行に関する記録等により確認することができるものに限る。)及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額(以下「損害合計額」という。)のうち請負金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。
- 5 損害の額は、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。

- (1) 作業区域、事業目的物及び通常妥当と認める材料の損害の額については、これらの損害に相応する請負金額とし、当該事業目的物及び材料に残存価値がある場合には、その評価額を差し引いた額とする。
 - (2) 仮設物及び通常妥当と認める林業機械器具等の損害の額については、当該事業で償却することとしている当該仮設物及び林業機械器具等の償却費の額から、損害を受けた時点における作業区域及び事業目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。
- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における負担については、第4項の規定を準用する。この場合において、同項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「損害合計額」とあるのは「累計損害合計額」と、「請負金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負金額の10分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」と読み替えるものとする。

(事業の完了、事業の一部完了及び検査)

第23条 受注者は、事業を完了したときは、直ちに事業一部完了届を発注者に提出しなければならない。また、受注者は、事業の一部を完了した場合には、事業一部完了届を提出することができる。

ただし、この場合の提出は、同月に2回以上の提出はできない。

- 2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）は、前項の事業完了届、事業一部完了届を受理したときは、その日から起算して10日以内に受注者の立会いの上、発注者の定めるところにより、事業の完了若しくは一部完了を確認するための検査（以下本条において単に「検査」という。）を行わなければならない。この場合において、受注者が立会わず、又は立会うことができないときは、受注者は、発注者又は検査職員が行った検査結果に対して異議を申し立てることができない。
- 3 前項の場合において、検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 4 発注者は、第2項の検査を完了したときは、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。
- 5 受注者は、第2項の検査に合格しなかったときは、発注者又は監督職員若しくは検査職員の指示により手直し又は改良を行い、再度発注者又は検査職員の検査を受けなければならない。この場合の手続き等については、前4項の規定を準用する。
- 6 合格した検査に係る事業完了届を受理した日が、事業期間の末日を経過した場合は、事業期間の末日の翌日から合格した検査に係る事業完了届を受理した日までの日数を、受注者の事業遅滞日数として取り扱うものとする。
- 7 受注者は、発注者から検査に合格した旨を書面により通知を受けたときをもって、事業の全部若しくは事業の一部を完了したものとする。

(請負金の支払)

第24条 受注者は、第23条の検査に合格したときは、検査結果通知書に記載の検査合格数量に請負単価を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を請負金として支払を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定に基づく請求があったときは、支払請求書を受理した日から起算して30日以内に請負金を支払わなければならない。

- 3 発注者がその責に帰すべき事由により第23条第2項に規定する検査の期限までに検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項に規定する支払請求書を受領した日から請負金を支払わなければならない日までの期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

（第三者による代理受領）

第25条 受注者は、発注者の承認を得て、請負金額の全部又は一部については、発注者の承認を得た第三者を代理人として受領させることができる。

- 2 発注者は、前項の規定に基づき受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨が明記されているときは、当該第三者に対して、第21条の規定に基づく支払をしなければならない。

（瑕疵担保）

第26条 発注者は、事業の目的物に瑕疵があるときは、受注者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害賠償を請求することができる。ただし、瑕疵が重要ではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、発注者は、修補を請求することはできない。

- 2 事業の目的物の瑕疵が支給材料又は発注者若しくは監督職員の指示により生じたものであるときは、前項に基づく瑕疵の補修又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、受注者が支給材料又は指図が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（履行遅滞に係る損害金等）

第27条 第23条第2項の規定により作業期間を延長した場合において、その延長が、受注者の責に帰すべき事由により事業期間内に事業を完了することができない場合は、発注者は、損害金の支払を、受注者に書面により請求することができる。

- 2 前項の損害金の額は、請負金額（部分引渡しに係る請負金の支払があった場合は、同請負金額を控除した額）に対し、遅延日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額とする。
- 3 発注者の責に帰すべき事由により第24条第2項の規定に基づく請負金の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領額に対し、遅延日数に応じ、年3.1パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に書面により請求することができる。

（発注者の契約解除権）

第28条 発注者は、受注者が次のいずれかに該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合、発注者は、受注者に対して、理由を記載した書面により通知するものとする。

- （1）受注者の責に帰すべき事由により、事業期間内又は事業期間経過後相当の期間内に事業を完了する見込みがないとき
- （2）正当な理由がないのに、事業に着手すべき時期を経過しても事業に着手しないとき
- （3）第8条第1項の現場代理人を設置しなかったとき
- （4）この契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認めるとき

- (5) この契約について、不正行為をしたとき
- (6) 天災、不可抗力その他受注者の責に帰しえない事由によって、事業を完了する見込みがないと認めるとき
- 2 前項第1号から第5号までの事由により契約を解除されたときは、受注者は、請負金額の10分の1に相当する額を違約金として、発注者の指示する期間内に発注者に支払わなければならない。
- 3 発注者は、事業が完了するまでの間は、第1項の規定に基づくほか、必要があると認めるときは、契約を解除することができる。この場合、発注者は、受注者に対して、理由を記載した書面により通知するものとする。
- 4 発注者は、第3項の規定に基づき契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第29条 受注者（共同事業体にあつては、その構成員を含む。）が次のいずれかに該当するときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負金額（契約締結後請負金額の変更があった場合には、変更後の請負金額）の10分の1に相当する額を違約金として、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この場合、発注者は、受注者に対して書面により請求するものとする。

- (1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1項第1号に該当する行為をしたことにより、公正取引委員会が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体に対し、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき
- (2) この契約に関し、受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人を含む。）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項（第1号に掲げる規定の違反行為に係るものに限る。）に規定する刑が確定したとき

(受注者の契約解除権)

- 第30条 受注者は、発注者がこの契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となったときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合、受注者は、発注者に対して、理由を記載した書面により通知するものとする。
- 2 受注者は、前項の規定に基づく契約解除によって受注者に損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。
 - 3 受注者は、第1項に掲げる事由以外の事由により、契約を解除するときは、発注者に対し請負金額の10分の1に相当する額を違約金として、発注者の指示する期間内に支払わなければならない。

(契約解除に伴う措置)

- 第31条 第28条の規定に基づき契約が解除された場合においては、発注者は、事業の実行部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び当該検査部分に使用した検査書類に基づく材料並びに事業現場に搬入済みの検査書類に基づく材料（第12条第2項の規定に基づき監督職員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したものに限る。）に相応する請負金を、受注者に支払わなければならない。
- 2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

- 3 受注者は、契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の事業の実行部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は事業の実行部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 4 受注者は、契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 5 契約が解除された場合において、事業用地等に受注者が所有又は管理する資材その他の物件（下請負人の所有又は管理する物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去し、発注者に明け渡さなければならない。
- 6 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去しないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分することができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分について異議を申し出ることができず、また、発注者の処分に要した費用を負担しなければならない。
- 7 第3項前段及び第4項前段の規定に基づく返還に関し、受注者がとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第28条の規定に基づくときは発注者が、前条の規定に基づくときは発注者の意見を聴いて受注者が定めるものとし、第3項後段、第4項後段及び第5項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が、受注者の意見を聴いて定めるものとする。

（危険負担）

- 第32条 検査終了前に生じた作業上の損害は、受注者の負担とする。ただし、発注者の責に帰すべき損害についてはこの限りでない。
- 2 不可抗力による損害で受注者が善良な管理者の注意を怠らなかった場合は、発注者、受注者協議して損害額の負担を定めることができる。

（国有林野等の損害）

- 第33条 受注者は、受注者又は受注者の現場代理人若しくは受注者が雇用する労働者若しくは下請負者が国有林野又は産物等に損害を加え、発注者が必要と認めるときは、発注者の指定した期間内に損害を賠償し、又は原状に復さなければならない。

（賠償金等の徴収）

- 第34条 受注者が、この契約に基づく損害の賠償金、損害金又は違約金（以下「賠償金等」という。）を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、同期間内に支払われない賠償金等の額に発注者の指定する期間を経過した日から請負金額支払の日まで年5パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき請負金額とを相殺する。なお、相殺しても賠償金等の残価がある場合には、発注者は、残りの賠償金等を追徴する。
- 2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年5パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

（債権、債務の相殺）

- 第35条 この契約により、受注者から発注者に支払うべき債務が生じたときは、発注者の支払うべき債務と相殺することができる。

(属性要件に基づく契約解除)

第36条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第37条 発注者は、受注者が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第38条 受注者は、第36条の各号及び第37条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 受注者は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第39条 受注者は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 発注者は、受注者が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を

解除することができる。

(損害賠償)

第40条 発注者は、第36条、第37条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより受注者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 受注者は、発注者が第36条、第37条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、発注者に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第41条 受注者は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を発注者に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(あっせん又は調停)

第42条 この約款の各条項において発注者、受注者が協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約について発注者と受注者との間において紛争が生じた場合には、第三者のあっせん又は調停により解決を図るものとする。

2 現場代理人の職務の執行に関する紛争その他乙が事業を実行するために使用している下請負人、労働者等の事業の実行又は管理に関する紛争及び監督職員の職務の執行に関する紛争については、第10条第3項の規定に基づき受注者が具体的対応を決定した後若しくは同条第5項の規定に基づき発注者が具体的対応を決定した後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、前項のあっせん又は調停によることができない。

3 第1項に規定する第三者は、受注者の意見を聴いた上で発注者が選定するものとする。

(秘密の保持等)

第43条 受注者は、この事業に関して知り得た業務上の秘密をこの契約期間に関わらず、第三者に漏らしてはならない。

(契約外の事項)

第44条 この契約書に定められていない事項については必要に応じ、発注者、受注者協議して定めるものとする。

事業実施計画書
(地上散布作業)

薬剤名	散 布 予定面積 (ha)	原 液 予定総量 (ℓ)	希釈 倍数	ha当たり 散布量 (ℓ)	散 布 予定総量 (ℓ)
〇〇〇	30. 00	〇〇〇. 〇〇	〇. 〇	1, 200	36, 000

マツカレハ駆除（地上散布）作業仕様書

- 1 作業実施に当たっては、契約書及び本作業仕様書によるほか、災害防止、作業実施上必要な事項について、作業着手前に監督職員の指示を受けること。
また、作業中においても必要な事項については監督職員の指示によること。
- 2 万一、被害等があった場合は、速やかに監督職員へ報告して指示を受けること。
- 3 調合薬剤の種類、面積、数量、希釈倍数、ha当り散布量、散布総量は、別紙「事業実施計画書」のとおりとする。
 - (1) 薬剤などの数量は、散布区域毎に監督職員等の検認を調合前と調合後に受けること。
 - (2) 薬剤を希釈する水は、清水を使用すること。
- 4 薬剤の保管、取扱い及び被害防止については以下について注意すること。
 - (1) 毒物・劇物に指定された薬剤については、毒物・劇物取締法の規定を遵守すること。
 - (2) 他の薬剤と混合しないこと。
 - (3) 薬剤は、密缶して火気のない倉庫等に厳重に保管すること。
ただし、散布の前日または当日に支給される場合は、この限りではない。
 - (4) 薬剤を取扱う作業員、積込従事者等は、皮膚の露出部を少なくするとともに、防護衣及び保護具等を着用し、薬剤を浴びたり、吸い込んだりしないよう注意すること。
 - (5) 皮膚に薬剤が付着したとき及び作業終了後は、顔、手足等の露出部を石けんでよく洗うとともにうがいをすること。
 - (6) 作業終了後は、防護衣及び保護具等についてもよく洗濯等を行うこと。
 - (7) 薬剤の運搬に当たっては、途中で紛失しないように注意するとともに、積卸しの都度数量の確認をすること。
また、運搬中に薬剤がこぼれないように、容器のふた等のゆるみがないか確認すること。
 - (8) 薬剤の運搬は、当日散布可能な数量のみとし、残量が生じたとしても林内に放置することなく所定の場所へ保管すること。
 - (9) 薬剤の希釈、積込中に河川、用水路等に流入しないよう注意すること。
 - (10) 人家・桑畑等の危被害対象物の付近で散布するときは、薬剤の飛散状況を常にチェックし、第三者に損害を及ぼさないよう十分注意するとともに、人や家畜類等近寄らせないように注意すること。
 - (11) 薬剤に希釈、積込に使用した器具等は、作業終了の都度水洗いすること。
この場合の水洗い場所は、河川、用水路等では行わないこと。
 - (12) 空になった薬剤の容器は、林内に放置、または、河川等被害を及ぼす恐れのある場所等に投棄することなく、当日の使用量を確認して保管し、監督職員等の検認を受けてから処分すること。

- 5 薬剤の散布に当たっては以下に注意すること。
 - (1) 散布日時は、監督職員へ事前に連絡し立会を求めること。
 - (2) 散布用器具は、動力噴霧器を使用する。この場合、樹冠上方まで散布液が上がるように馬力の強い動力噴霧器を使用すること。
 - (3) 散布は、晴天または曇天の日を選んで実施すること。
ただし、降雨直後、散布直後に降雨が予想される場合、強風の場合は散布しないこと。
 - (4) 松の樹冠部の枝条に対してまきむらとならないようにし、薬剤がしたたるように十分に散布すること。この場合に当年生枝、2年生枝に対して重点的に行うこと。
 - (5) 高層木での散布で薬剤が樹冠上方まで届かない場合には、ノズルを長い竿につけるか、若しくは適宜足場等を用い、高い枝についても上方から薬剤がムラなくかかるように散布すること。
 - (6) 散布に当たっては、予め一定本数に対する基準薬液量を散布し、目安を付けてから作業に着手すること。
 - (7) 散布時は、常に風の方向、風力等を念頭に置いて危被害対象物や作業者に薬剤がかからないように留意すること。
- 6 作業の実施については、事業記録（日誌、記録写真等）を作成し、当日の実行面積、使用薬剤量等を記載して必要により監督職員に提示すること。
- 7 作業実施のための諸施設及び労務者の管理等については、労働関係法令を遵守すること。
- 8 作業地の火災防止に万全の措置を行い、不注意により失火しないよう注意すること。
- 9 作業が終了したときは、監督職員の指示に従い、作業現場の片づけを行うこと。
- 10 仕様書等に明記しない作業で、本作業の実施に必要な諸作業は、乙の負担において行うこと。
- 11 その他
 - (1) 作業実施上で立木を伐採する必要がある時、また、立木に損傷を与えた時は速やかに監督職員へ届け出て指示を受けること。
 - (2) その他必要な事項については、監督職員の指示に従うこと。

(別紙様式 1)

申請物件番号	1 号物件
競 争 参 加 資 格 確 認 申 請 書 平成 年 月 日 分任支出負担行為担当官 大隅森林管理署長 山口 輝文 殿 住 所 商号又は名称 代 表 者 氏 名 平成 2 8 年 8 月 3 日付けで入札公告のありました、マツカレハ駆除事業（指定薬剤購入、調査、地上散布、警備作業）請負に係る競争に参加する資格について、確認されたく、下記の書類を添えて申請します。 なお、予算決算及び会計令（昭和 2 2 年勅令第 1 6 5 号）第 7 0 条の規定に該当する者でないこと及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。 記 1. 入札公告の記の 3（4）アに定める全省庁統一資格の資格確認通知書の写し 2. 入札公告の記の 3（4）イに定める事業実績を記載した書面 「別紙様式 2」及び関係必要書類 3. 入札公告の記の 3（4）ウに定める配置予定の技術者（現場代理人）の資格等を記載した書面 「別紙様式 3」及び関係必要書類 5. ※入札公告の記の 3（4）エに定める協定書の写し 6. 入札公告の記の 2（8）に定める「別紙様式 4」及び関係必要書類 注 1：5 の※は、共同事業体を結成し入札に参加しようとする場合のみ提出	

- (備考) 1 用紙の大きさは日本工業規格 A 列 4 とする。
- 2 返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた郵送料金の切手を貼った長 3 号封筒を申請書と併せて提出して下さい。

(別紙様式 2)

同 種 の 事 業 の 実 績 (松くい虫防除等)

商号又は名称 :

事業 名 称 等	事業名	
	発注機関名	
	履行場所 (都道府県名・市町村名)	
	実績数量 (ha)	
	契約金額 (万円)	
	履行期間	平成 年 月 ~ 平成 年 月
事業の概要等	事業の内容	
	事業の履行条件その他	

- (備考) 1 入札公告の記の 2 (6) に定める実績を有していることを証明できる内容を記入すること。
2 公告において明示した参加資格が的確に判断できる具体的項目を記入すること。
3 事業名は「地拵」「植付」「下刈」などの具体的事業名を記入すること。
4 事業実績が複数以上を必要とする場合は、適宜追加して記載すること。
5 記載する事業が「国有林野事業特別会計の素材生産及び造林に係る請負事業成績評定要領の制定について(平成 20 年 3 月 31 日付け林国業第 244 号林野庁長官通知)」による事業成績評定を受けた事業である場合は、評定点を証明する書類を添付すること。

(別紙様式3)

配置予定の技術者（現場代理人）の資格等（松くい虫防除等）

商号又は名称：

氏 名				
項 目				
会 社 名				
雇 用 の 形 態				
雇用の開始時期				
事業 経 験 等	事 業 名			
	発 注 機 関 名			
	事 業 場 所 (都道府県名・市町村名)			
	従 事 期 間	平成 年 月 ~ 平成 年 月	平成 年 月 ~ 平成 年 月	平成 年 月 ~ 平成 年 月

- (備考) 1 入札公告の記の2(7)に定める実績を有していることを証明できる内容を記入すること。
- 2 上記1の経歴等を証明する履歴書、経歴等の写しを添付すること。
- 3 国有林野事業造林事業請負契約約款及び標準仕様書、作業仕様書等を履行できる技術者（現場代理人）であること。
- 4 公告において明示した参加資格が判断できる必要最小限の具体的項目を記入すること。
- 5 記載する事業が「国有林野事業特別会計の素材生産及び造林に係る請負事業成績評定要領の制定について(平成20年3月31日付け林国業第244号林野庁長官通知)」による事業成績評定を受けた事業である場合は、評定点を証明する書類を添付すること。

別紙様式4

従事予定の技能者等の状況(薬剤散布用)

氏 名	資格・受講の有無										
	種類	農業指導士	毒物劇物取扱者	危険物取扱者		資格の種類	薬剤購入可能 証明			備考	
	区分					仮契約書等 の写し					
	講習等	免許	免許	免許							
	法令等										
	関係規程等										

備考

1 作業内容に応じて法令上必要とされる資格等について記載する。

2 「資格・受講の有無」欄には、従事予定技能者が取得している資格・受講の有無について、該当欄にまる印を記載すること。また、事業の実施に際して必要な資格を持っている場合は、空欄にその資格を記載し、○印を記載すること。

3 備考欄にはそれぞれの専門的技術についての取得年月日又は、受講年月日を記載する。

4 経歴等を証明する免許証等の写し等を添付すること。

注) 法＝労働安全衛生法、則＝労働安全衛生規則、告示＝厚生労働省告示、基発＝労働基準局長通達

(参考例)

納品確約証明書

当社は、洲崎国有林78ろ林小班外8の平成28年度マツカレハ駆除事業(指定薬剤購入、調合、地上散布、警備作業)請負の実施前日までに下記の薬剤を〇〇〇会社代表取締役〇〇〇に納品可能であることを証明します。

記

1. 納品薬剤名 ○○○○○○○○○○
(農林水産省登録第○○○○○○号)

2. 納品数量 ○○○. ○○リットル

平成〇〇年〇月〇〇日

証明者

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ 販売店

〇〇市〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇株式会社
代表取締役 〇〇〇 〇〇 印